

第 1 問 答 案 用 紙<1>
(監 査 論)

問題 1

問 1

財務諸表監査の目的は、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ることにある。このように、財務諸表監査は、虚偽表示が皆無であることを保証するものではないので、試査によっても、上記の目的を十分に達成することができる。

有効な内部統制によって母集団の同質性が担保されている現代の企業においては、母集団の一部だけを検証し、その結果を母集団全体に推定する手法を採用することが可能であるが、このような手法による結論の客観性は、統計技術の援用によって合理的に担保されている。

問 2

意図的な行為である不正はそれを隠蔽するためのスキームを伴うことがあること、また、経営者等はすべての情報を提供しない可能性があることから、強制的な調査権を持たない監査人は、適切な監査手続を実施しても不正を発見できない可能性が残る。そのため、監査人は、不正による重要な虚偽表示がないことについて、必ずしも絶対的な保証が得られるわけではない。

問 3

【物理的証拠】

会社は、倉庫間の在庫移動により、監査人が赴く倉庫の在庫の水増しや、状態の良い在庫との入れ替えを行い、監査人を欺く可能性がある。そのため、監査人は、棚卸資産の実査や立会により入手した物理的証拠の信頼性を判断する際には、このような在庫移動が行われていないかに留意すべきである。

第 1 問 答 案 用 紙<2>

(監 査 論)

問 3

【文書的証拠】

監査人が入手する実地棚卸記録や在庫証明書等の書類には、誤りや改ざんが含まれている可能性がある。そのため、監査人は、入手した文書的証拠の信頼性を判断する際には、情報の作成に関連する内部統制の有効性や、入手した記録が原本であるかどうかなどに留意すべきである。

【口頭的証拠】

監査人が棚卸資産の立会の過程で管理者等から得た口頭の回答には、誤りや虚偽の陳述が含まれている可能性は常に存在する。そのため、監査人は、入手した口頭的証拠の信頼性を判断する際には、質問に対する回答を評価するための監査手続を実施しなければならない点に留意すべきである。

問題 2

問 1

内部統制報告制度において「財務報告に係る内部統制が有効である」とは、財務報告に係る内部統制が適切な内部統制の枠組みに準拠して整備及び運用されており、評価時点である期末日において当該内部統制に開示すべき重要な不備がないことを意味する。

問 2

内部統制報告制度の目的は、財務報告に係る内部統制の充実にある。この点、内部統制の評価を一定期間とする場合、期中に発見された内部統制の不備は是正の有無を問わず報告の対象となり得るため、当該不備を適時に是正する経営者の意欲を失わせかねない。そのため、特定時点までの是正状況も踏まえて内部統制を評価することが、当該制度の目的に適うといえる。

第2問 答案用紙<1>

(監査論)

問題 1

甲社はファミリー企業であるため、創業者である代表取締役を監督・監視する機能である統制環境が脆弱である可能性がある点、また、増収増益の維持に関して経営者の関心が高いにもかかわらず利益の実績は第3四半期まで計画に未達で推移している点、さらに、取締役の報酬の大部分が経営成績に連動する賞与などで構成されている点を踏まえ、経営者に利益を過大に計上するという不正な財務報告を行う動機・機会があることが討議されたと考えられる。また、甲社が取扱う製品は、技術革新が激しく厳しい競争環境にあるため、当該製品の製造設備について、陳腐化による収益性の低下が財務諸表に適切に反映されない可能性があることも討議されたと考えられる。

問題 2

【勘定科目と監査要点】

工事損失引当金の網羅性（棚卸資産の評価の妥当性でも可）

【考慮されるべき理由】

2月以降に発生している想定外のコストが6月まで引き続き発生する場合には、販売時に損失計上が見込まれるため、工事損失引当金の計上が必要となるが、当該引当金の計上が適切に行われたい可能性がある。

【監査人Xのとるべき対応】

原価総額の見積りが適切に行われているかを検討するため、基礎データとなるA案件の実行予算を閲覧するとともに、必要に応じて、工事損失引当金の設定に関する内部統制について運用評価手続を実施する。

第2問 答案用紙<2>

(監査論)

問題 3

- ① 納入予定が2019年4月であるにもかかわらず、3月に売上計上した理由
- ② 納入を前倒ししたにもかかわらず、3月の原価が増加していない理由
- ③ 得意先Bに対する確認を見合わせるように依頼を受けた理由

【監査人Xのとるべき対応】

翌期に計上すべき売上が当期に計上されている虞があるため、納期を前倒しした理由を担当者に質問するとともに、得意先Bの検収書等を閲覧する。また、3月の原価の妥当性を確かめるため、製造スケジュールなどを担当者に質問するとともに、製造日報や製造原価集計表等を閲覧する。さらに、得意先Bに対する確認を見合わせるように甲社から依頼を受けた理由の正当性と合理性を確かめるため、経営者に質問するとともに、当該理由を踏まえて、代替手続の実施に移行すべきか慎重に判断する。

問題 4 問 1

C案件について、3月の発生原価が2月までの発生原価に比べて120百万円増加している一方、D案件については、3月の発生原価が2月までの発生原価に比べて120百万円減少している。この点、C、D案件の担当者が同じであること、また、この担当者の部署の第3四半期までの利益が計画に対し大きく未達であることを踏まえると、当期に売上原価が計上されるD案件の原価の一部を、製造原価が翌期に繰り延べられるC案件に付け替えることにより、利益を過大に計上する不正が行われている可能性がある。そのため、C、D案件を併せて検討することとしたと考えられる。

問題 4 問 2

識別したD案件からC案件への原価の付け替えが、経営者の指示により行われた不正である可能性があると判断したと考えられる。